⑺　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑼　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑽　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成27年度及び平成28年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

3　技術提案書に関する事項

⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成

技術提案書の作成に当たっては、「入札説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「入札説明書」に示す様式により作成すること。なお、技術提案書（3⑵の最終技術提案書を含む。）は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における構造及び施工方法として適正であるものとする。また、工事費内訳書の作成にあたっては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査並びに最終技術提案書の提出　本工事は、一次審査及び二次審査の二段階により審査を行う。

一次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた一次最終技術提案書をもって二次審査を受ける技術提案者を選定する。

二次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、技術提案者は交渉を踏まえた最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出すること。技術提案書の評価は最終技術提案書に対して行う。

⑶　最終技術提案書の評価

最終技術提案書の評価項目は以下のとおりである。

①　実施設計及び工場製作に関する工夫（品質確保及び耐久性向上）

②　現場施工に関する工夫（現場施工における工夫、安全管理、工程管理）

③　周辺環境への配慮に関する工夫（環境対策）

⑷　工事費内訳書等の総額及び入札価格

詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

4　落札方式に関する事項

⑴　二次審査を受ける技術提案者の選定

①　選定方式

ア　3⑵により技術提案者から提出された一次最終技術提案書の内容を3⑶に応じて評価した技術評価点の高い順に原則上位３者を選定し、二次審査を受ける技術提案者とする。なお、選定された技術提案者が辞退した場合、又は技術提案者が二次審査段階で、二次審査を辞退した場合は、技術評価点が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）を選定し、二次審査を受ける技術提案者として追加選定する場合がある。

イ　アにおいて、技術評価点が３番目となる者が２者以上あるときは、それら全者を二次審査を受ける技術提案者とする。

②　技術提案評価項目

技術提案評価項目は以下のとおりである。

ア　実施設計及び工場製作に関する工夫（品質確保及び耐久性向上）

イ　現場施工に関する工夫（現場施工における工夫、安全管理、工程管理）

ウ　周辺環境への配慮に関する工夫（環境対策）

⑵　落札者の選定

①　総合評価の方法

落札者の選定方式は、最終技術提案書の内容を3⑶に応じて評価した技術評価点（配点30点）と、入札価格から得られる価格評価点（配点30点）を加算した数値（以下「評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

②　選定方式

ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、最終技術提案書及び入札価格から4⑵①によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

イ　アにおいて、評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

③　技術提案評価項目

技術提案評価項目は4⑴②ア～ウと同様とする。

5　入札手続等

⑴　担当課

首都高速道路株式会社　神奈川管理局　総務・経理課　〒221―0044 神奈川県横浜市神奈川区東神奈川一丁目３番４号　電話045―451―7910（ダイヤルイン）

⑵　「入札説明書」等の交付

①　交付期間　平成30年１月15日（月）から平成30年１月29日（月）16時まで

②　「入札説明書」等（参加表明書及び入札説明書、工事請負契約書（案）、工事請負現場説明書、電子入札留意事項、金額を記載しない設計書、設計図面、基本条件図書、特記仕様書、工事計画概要書）は下記サイトより入札参加希望者に無償で交付する。

なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ－Ｒ等の配布）により無償で交付するので、上記5⑴の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
http://www.shutoko.co.jp/business/bid/

③　交付資料のダウンロード操作手順

上記サイトにて、該当工事の入札公告等資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先ＵＲＬ及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

⑶　競争参加資格確認申請書、技術提案書及び工事費内訳書の提出期間、場所及び方法

①　電子入札システムによる場合

ア　競争参加資格確認申請書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：平成30年１月16日（火）午前10時00分から平成30年１月29日（月）午後４時00分まで

※共同企業体を結成する場合、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び特定建設工事共同企業体申請書は、技術提案書の提出と合わせて書面により提出すること。

イ　技術提案書及び工事費内訳書（書面を持参すること。）

・受付期間：平成30年１月16日（火）から平成30年１月29日（月）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。

・受付場所：上記5⑴に同じ。

②　紙入札による場合

ア　競争参加資格確認申請書（書面を持参すること。）

・受付期間：平成30年１月16日（火）から平成30年１月29日（月）までの毎日、午前10時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。

・受付場所：上記5⑴に同じ。